

**～平成 29 年度税制改正について～**

平成 29 年度の税制改正法案は、3 月 27 日に成立し、3 月 31 日に公布されました。改正法の施行日は特段の定めを除き 4 月 1 日です。

今回の改正では、経済の成長力の底上げのための配偶者控除等の見直し、法人課税においては研究開発税制並びに所得拡大促進税制の見直し、中小企業向け設備投資促進税制の拡充等が実施されました。あわせて、酒税改革や外国子会社合算税制の見直し、災害に関する特例の整備等も行なわれました。

本ファームニュースでは、税制改正の主な改正を取り上げて概要を紹介致します。

**1. 個人所得税課税・資産課税****(1) 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し**

労働意欲のある方が就業調整を意識しなくて済むために、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行なわれました。所得控除額 38 万円の対象となる配偶者の給与収入の上限が、103 万円から 150 万円に引き上げられました。ただし配偶者控除等が適用される納税者本人の給与収入が 1,120 万円を超える場合には控除額が逡減し、1,220 万円を超えると控除額が消滅します。

(平成 30 年分以後の所得税について適用されます。)

**(2) 積立 NISA の創設**

家計の安定的な資産形成を支援する観点から、少額から利用できる積立 NISA が創設されました。この制度は、契約に基づいた定期かつ継続的な投資方法で、投資対象商品を積立・分散投資に適した公募等株式投資信託に限定されます。口座内で生じた配当及び譲渡所得が非課税となるのは従来どおりです。

従来の NISA が年間投資上限額 120 万円、非課税期間 5 年に対し、積立 NISA は年間投資上限額 40 万円、非課税期間 20 年間とされ、適用は選択制となっております。

(平成 30 年 1 月 1 日以後の投資から適用されます。)

**(3) 国外財産に対する相続税等の納税義務の範囲の見直し**

従来の制度では、日本に駐在する外国人が死亡し、国外に住む親族に国外の財産を相続する場合であっても、日本の相続税の課税対象となることがありました。今回の改正では、従来の要件を緩和し一定の要件を満たした外国人同士の相続等の場合には、国外財産が相続税等の課税対象から除外されました。今回の改正の趣旨は、高度な技能をもった外国人等が上記の懸念を払拭し、日本での働きやすい環境を整える点にあります。

一方で国外居住の日本人の納税義務が拡大されました。国外財産については、相続税の課税対象外とされる要件が、被相続人及び相続人等が相続開始前 10 年以内において国内に住所を有したことが

## Tax Consulting Firm EOS Firm News Vol.29 May'17

ない事とされました。(改正前は、5年以内)要件とされる国外居住期間が長くなったため、国外財産で課税対象となるものがその分増加することになります。

(平成29年4月1日以後の相続又は贈与について適用されます。)

### 2. 法人課税

#### (1) 研究開発税制の見直し

研究開発投資にかかる政府目標の達成に向け、抜本的な見直しが行なわれました。従来の総額型の税額控除について、企業の研究開発投資の一定割合を減税する方法から、試験研究費の増減に応じた税額控除が適用されます。改正前の税額控除率8%~10%(中小法人12%)に対し、29年4月以降は税額控除率が試験研究費の増減に応じ6%~14%(中小法人12~17%)とされました。

試験研究費の定義についても改正前の製品の製造、技術の改良・考案・発明にかかる試験研究のために要する費用に加え、第4次産業革命型のサービス開発となるセンサー等による自動的なデータの収集、専門家による情報解析技術を用いた分析及び新たなサービスの開発が追加されました。更には、大学・国の研究機関及び企業等との共同研究・委託研究等のオープンイノベーション型の利用促進を図るため、対象費目の拡大や手続きの簡素化などの要件も併せて緩和されました。

#### (2) 所得拡大促進税制の見直し

大企業については、所得拡大促進税制を適用できる要件について平均給与等支給額が前事業年度比2%以上の増加とされる事となった一方で、税額控除の規定は、従来の税額控除に加え前年度からの給与等支給額の増加額の2%の税額控除が上乗せされます。中小企業者等については、平均給与等支給額の要件の変更は無く、税額控除の上乗せの改正のみ適用されます。

(平成29年4月1日以後に開始する事業年度において適用されます。)

#### (3) 役員給与に係る税制の整備

役員へのインセンティブ付与の為の環境整備として、役員給与の損金算入となる対象が拡大されました。定期同額給与の範囲に、定期給与で各支給時期における支給額から源泉税等の額を控除した金額が同額であるものが追加されました。併せて株式の市場価格等が業績の指標となるとともに、株価連動給与等に関する役員報酬の損金算入要件も整備されました。

(平成29年4月1日以後に支給等に係る決議をする給与について適用されます。)

#### (4) 法人税の申告期限の見直し

株主総会の開催日の柔軟な設定のための環境整備として、法人税の申告期限を事業年度終了から最大6ヶ月まで延長可能とされました。(会計監査人を置いている場合に限りです。)

(平成29年4月1日より申請できます。)

**Tax Consulting Firm EOS**  
**Firm News Vol.29 May'17****(5) 組織再編税制の見直し**

企業の機動的な事業再編を可能とするための環境整備としてスピノフ税制等の整備がされました。スピノフとは、上場企業内の事業部門の分社化等を指し、その効果としては経営の独立・資本の独立・上場の独立が挙げられ、結果として企業価値の向上が見込まれます。

(一部を除き、平成 29 年 4 月 1 日以後に行われる組織再編成について適用されます。)

**3. 国際課税****(1) 外国子会社合算税制の見直し**

外国子会社を利用した租税回避を防止する為の制度である外国子会社合算税制について、日本企業の海外展開を阻害することなく、国際的な租税回避に効果的に対応できる様な総合的な見直しが実施されました。改正前は、外国子会社の税負担率（トリガー税率）が 20%以上であれば外国子会社合算税制の対象外となっておりました。改正後は、外国子会社の所得の種類等により判断し外国子会社がペーパーカンパニー等に該当するなどの経済活動の実体がなければ、この制度の対象となり外国子会社の所得が親会社の所得とみなされます。所得の種類は、受動的所得と能動的所得の 2 つに区分され会社としての経済活動実体の判定をした上で、次に掲げる経済活動基準を満たした場合には、この制度の適用がありません。

**【経済活動基準】**

- A: 事業基準：主たる事業が株式の保有、IP の提供、船舶・航空機リース等でないこと
- B: 実体基準：本店所在地国に主たる事業に必要な事務所等を有すること
- C: 管理支配基準：本店所在地国において事業の管理、支配及び運営を自ら行っていること
- D: 所在地国基準及び非関連者基準：主として所在地国で事業を行っていること及び関連者以外の者と取引を行っていること

上記の変更は、現行制度の骨格は維持しつつ、租税回避に関与していない企業に過剰な事務負担がかからない様に配慮されております。

(平成 30 年 4 月以後に開始する外国子会社の事業年度から適用されます。)

ファームニュースに関するご質問・ご意見等がございましたら、弊社までお問合せ下さい。